

KCDラボ  
で検索!



研究所  
KOBE北・コミュニティデザインLab.

社会福祉法人陽気会

## 巻頭言ーコメディリリーフー

2019年末に中国・武漢市で感染が始まったとされる新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者が日本で最初に確認されたのは1月15日で、武漢に滞在していた中国人男性でした。その後、イギリス船籍のクルーズ船・ダイヤモンドプリンセスが2月3日に横浜港に帰港します。56か国の乗客2666人と1045人の乗務員、計3711人が乗船していましたが、感染者がいたことから検疫が開始され、随時感染者を病院へと搬出しつつ、2月19日に乗客へのウイルス検査が終了し、陰性と判定された乗客の下船が認められます。

しかし、その後、下船した乗客や船内で業務にあっていた職員などの感染が確認され、国内でも徐々に感染が広がり始めます。また、世界的にも中国のみならず、イタリアやスペインなどのヨーロッパ諸国やアメリカなどに急速に感染が拡大します。致死率が世界平均で6%ほど、イタリアなどでは10%を超えているだけに、非常に怖いウイルスだといえます。この間の感染予防対策のあり方や、また経済の低迷に伴う生活保障や経営の支援策など多くの課題がありますが、そうしたことについては、改めて述べることにします。

さて、コメディアン志村けんさんの訃報が届けられたのは3月30日の朝でした。志村さんは3月17日に倦怠感などの症状が出たあと、東京都内の病院で重度の肺炎と診断されて入院し、25日に所属事務所より新型コロナウイルスへの感染が公表されました。その後、治療が続けられていましたが、29日午後11時すぎ、新型コロナウイルスによる肺炎のため、東京都内の病院で亡くなられたということです。

発症からわずか2週間ほどのことなので、この感染症の恐ろしさへの驚きとともに、日本中が悲しみに包まれました。テレビ報道などでも、その死を悼むとともに、これまでの名場面などが放送され、「バカ殿様」や「変なおじさん」といったキャラクター、あるいは「アイーン」や「あんだ、バカヤロー!」などのギャグが国民にいかん浸透していたのかということ改めて知ることにもなりました。

今日のテレビ番組は、バラエティが多く、そのなかでもクイズ番組が多い傾向にあります。お笑い芸人も含めて多くの芸能人が出演していて、学歴や頭のよさをひけらかすことに主眼が置かれています。でも志村さんは「ぼくは絶対に出ない。そこで常識があるとかないとか、はかりにかけられるのがすごく嫌だし、頭をよく見せようとするのもいや」とのこ



コミュニティガーデンの桜

とで、「文化人になろうと思った段階でコメディアンは命は終わりだから。いつまでもバカやってればいいんだよ」と言っていたそうです。志村さんやドリフ(ザ・ドリフターズ)は「視覚的に魅せる芸」だといえますが、いまは漫才やフリートークに代表されるハイコンテクストな笑いを追求する「言葉の芸」が主流だといえます。たとえば、ひな壇に座る芸人たちをMCがいじるタイプの番組は、出演している芸人同士の関係や、その場のコンテクスト(文脈・状況)がわからないと実はあまりおもしろくありません。

それに対して、志村さんの芸は「低俗なギャグ」などと揶揄されながらも、いくら時代の波が変わろうとも、それでもバカバカしくなるほどの単純さで、コンテクスト抜き「笑い」を巻き起こしてきました。

演劇や映画では、「コメディリリーフ (comedy relief)」あるいは「コミックリリーフ (comic relief)」という役割が重視されます。深刻な物語において、緊張を和らげるために現れる滑稽な人物やその人物による掛け合いのことなどを示す概念です。コメディリリーフが登場することで、聴衆の緊張を緩和し、ムードを反転させたり、「笑い」をとるだけでなく、物語に「味」をもたらします。

そうしたことをふまえると、志村さんはまさにそんな役割を演じるコメディアンだったといえます。コロナ禍によってこれまでに経験したことのない生活や仕事を強いられる状況にあって、家庭内での虐待やDVが増えていることが報道されています。具体的な支援はもちろん必要ですが、こんなときだからこそ、人の「業(ごう)」、たとえばバカなところとか、情けないところ、ダメなところなどを素直に表現して、「笑い」に換えていた志村さんのことを偲んでみるのもいいかもしれません。辛くて悲しいけど笑えてくる、笑っているけどどこか哀愁が漂う。そんな心の機微に触れることで、人生が少し豊かになるかもしれません。KCDラボ代表 松端克文

## シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋 今月のテーマ：障害者差別解消法

### ◆成立の経緯

2006年12月の国連総会本会議で採択された「**障害者の権利に関する条約**」（2008年5月発効）は、障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約である。

日本では2007年9月に同条約に署名し、2009年12月に同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、以降、検討を重ね、国連の条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」（障害者差別解消法）が2013年6月に成立し、2016年4月1日より施行されている。同法は、全ての国民が、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

また、国としての障害のある人や子どもの福祉の基本理念を定めた法律である**障害者基本法**においても、同法の成立に先立って2011年に改正され、**障害を理由とする差別の禁止**を明記している。

第4条 何人も、障害者に対して、**障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。**  
2 **社会的障壁の除去**は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない。

障害者差別解消法は、障害を理由とした差別を禁止するための責務を国・地方公共団体や民間事業者に課すものである。

### ◆2つの差別

障害のある人への差別は2つに大別できる。ひとつは、たとえば「補助犬の同伴拒否」とか「自閉症の方の入室お断り」というような**障害があることを理由とした差別**である。同法では、こうした「**差別的取り扱い**」を禁止している。もうひとつは、合理的配慮を欠くことによる差別である。障害者差別解消法では、社会的障壁を「**障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう**」（第2条）と規定している。こうした**社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮を怠ることも差別**なのである。たとえば、車いすを使用している人にとって、段差や階段、車いすでは入ることのできないトイレなどは、社会生活を送る上で大きな「障壁」となる。障害があることに伴うこうした不自由さがあるとわかっているのであれば、社会としてその不自由さである社会的障壁を除去するよう必要かつ合理的な配慮を行うこと（合理的配慮の提供）を同法は義務づけている。逆からいえば、**合理的配慮の不提供を禁止**しているのである。

この「合理的配慮の不提供の禁止」について、同法は**国・地方公共団体に対しては法的義務、民間事業者には努力義務**を課している。すなわち、こうした障害を理由とする差別を

禁止する上では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に、「その実施に伴う過重な負担がないとき」は、「必要かつ合理的な配慮をしなければならない」としており、こうした但し書きを付してその責務が規定されている。これはたとえば、市庁舎や駅舎などの公共施設において段差をスロープにしたり、エレベーターを設置したり、車いす用トイレ（多目的トイレ）を設置するなど、障壁を除去するためにバリアフリー化（さらにはユニバーサルデザイン化）することは義務であり、それを怠ることは許されない。しかし、個人経営の小さな店舗の入り口が狭く、車いすでの利用ができないトイレがあるとして、「過重な負担」ということからすれば、それをただちに合理的配慮を欠いているとはいえないといった意味である。

### ◆建設的対話

このように合理的配慮を欠くことそれ自体が差別であるということをしかりと認識しておく必要がある。上述してきたような例は比較的わかりやすいが、障害があることで実際にどのような不自由さがあるのかということは、その人の障害の状況や置かれている環境を個別具体的に検討する必要がある。杓子定規に合理的配慮の内容を決めることはできないし、そうした杓子定規なルールそのものが「障壁」となる場合もある。合理的に配慮するということは、障害を起因とする困難に応じて、個別にそれを解消するような方法を検討するという考え方なので、当事者を中心に関係者でその内容についての「**建設的な対話**」が不可欠となる。たとえば、日常生活・社会生活を営む上での社会的障壁には、障害者の存在を意識していない習慣、障害者への偏見、心ない言葉や視線なども含まれる。しかし、そうしたことは当事者やその家族、あるいは支援者も含めて身近にいる人でしか気づかないことも多い。それだけに「**建設的な対話**」の積み重ねを通して、差別を解消していくという姿勢が重要なのである。

### ◆なにをもって合理的配慮とするか

とはいうものの知的障害や発達障害などの場合、なにをもって合理的配慮とするのかが一層むずかしくなる。建設的対話といっても、本人が言葉でコミュニケーションをとれない場合もある。そこで、支援者の存在が重要となる。支援者がその人の想いを汲み取り、どうすることがその人の「**最善の利益**」になるのかということをも本人に寄り添いながら考える「**意思決定支援**」が必要となるのである。

こうしたことをふまえて、差別をなくしていく取り組みが私たちには求められる。しかし、「差別をなくそう」とか「人権を守ろう」というような、“誰”がという主語が欠落したスローガンは空洞化する。そう語る自らを治外法権の場に置くからである。差別や偏見は私たちの日常のなかに潜んでいる。ヘイト・スピーチのような強烈な差別から、哀れみや同情、お世話や干渉なども含めて、実は差別は私たち自身の言動のなかに常にある。障害者差別の解消は、法整備だけで対応できる問題ではない。私たちが日常と向き合い、そこでの問題を詳細に解きほぐし、たとえ僅かでも変えていこうとする実践こそが重要なのである。 KCD ラボ代表 松端克文

（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

\*毎号ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

## 1. 事業経過及び運営方針

平成 18 年に障害者自立支援法が制定されて以降、障害者総合支援法への改正を経て、社会福祉法人及び障害者施策を取り巻く情勢はめまぐるしく変化し、平成 29 年度には改正社会福祉法が本格施行され、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組の実施」が明文化された。

また、時代に対応した福祉のビジョンとして「新しい地域包括支援体制の確立」が掲げられ、総合支援法では「新しい地域生活支援拠点等の整備推進」等、地域での複合的な支援の方向性が示されている。このような動向のなかで、とりわけ陽気会の基盤事業である入所施設については、政策的に施設から地域生活への移行が掲げられ、入所施設の機能、役割、存在意義が厳しく問われる状況となっている。

こうした状況をふまえて、平成 29 年度には、高齢者介護棟、子どもランド、地域交流ホールを中心にした、地域福祉推進の拠点施設として、陽気会本館が完工し運営を開始、30 年度には『ようき寮・よろこび荘デイセンターの開設』、『おかば学園食堂多目的サロン化改修工事』、『よろこび荘南館改修工事』、『人造庭園工事』、『みのたに園短期入所事業所開設工事』、『陽気会館放課後等デイサービス増員に伴う改修工事』、『おかば学園 305 号室社会福祉研究所開設に伴う改修工事』、『サニーサイド宮崎レクリエーション施設開設工事』を実行した。31 年度は、『法人オープンオフィス・コミュニティサロンの開設』、『おかば学園 2 階居住棟個室化改修工事』、『おかば学園 3 階リハビリテーション・セッションルーム改修工事』、『よろこび荘中館ユニット化改修工事』を行った。



セッションルーム



ほっとランド

令和 2 年度も引き続き、法制度に示される社会福祉法人、障害福祉事業運営のあり方、方向性を勘案した法人年次整備計画に基づき、施設整備の推進を重点課題とする。

また、平成 26 年度に批准された「障害者権利条約」により、障害者基本法が改正され、障害者虐待防止法、障害者差別解消法が新たに成立した。このように、障害者の人権に関する法整備はここ数年で大きく前進し、目指すべき社会の方向性が明確になってきている。

このようななかで、障害福祉事業に携わる法人職員の資質が厳しく問われている一方で福祉分野の人材不足は年々深刻な状況となっており、人材の確保、定着、育成に向けた取り組みが急務となっている。

したがって、「福祉職を社会に不可欠な魅力のある仕事」とするための働き方改革、働く条件の向上を基本にした「福祉の仕事」の再構築を目指した取り組みを行う。

また、福祉従事者としての人間形成も含めた専門職としての資質の向上を目指し、年間研修計画における職員研修、日々の実践のなかでの職員教育・研修を実施し、利用者の権利侵害、虐待問題、不適切な支援等社会的に非難を受けるような問題が発生しないように、コンプライアンスの遵守、ガバナンスの強化に努める。

これまでの年次毎の取り組みの経過から、引き続き令和 2 年度事業として、『安心、安全で快適、最適な生活、支援を提供できる法人施設環境のハード面の整備』、『職員の働く環境を整備することによる人材の確保と共に職員教育・研修を計画的・継続的に実施、充実させることによる人的資質の向上、専門性の習得を目指したソフト面の充実』と、ハード・ソフト両面において、質の高いサービスの提供、質の高い障害福祉サービス事業を展開することを法人運営基本方針の二本の柱として、目標達成に向けた取り組みを行う。

## 2.事業内容・課題

### (1) 施設整備計画、サービス提供の基本方針

- ① 安心、安全はもとより、地域社会生活に即した快適で最適な生活の提供
- ② 発達障害、行動障害、個別ニーズ、生活ニーズ等々に対応できる専門的支援内容の提供
- ③ 重度者、高齢者介護からターミナルケア、看取りまで対応できる施設環境・支援内容の提供
- ④ 働き方改革、働く条件、環境の整備を基本にした業務、支援体制、内容の再構築
- ⑤ 第三者、外部評価、地域評価に応えられる施設環境、人材育成、支援内容の整備
- ⑥ 国の方針で示されている障害者の地域生活を支える機能（相談、体験の場、緊急時の受け入れ等）を集約し地域生活支援拠点を見据えた環境整備

### (2) これまでの主な施設整備

- ① おかば学園、よろこび荘耐震補強改修工事（補助事業 平成 23 年度）
- ② 在宅避難スペース改修工事（施設整備費補助事業 平成 25 年度）
- ③ おかば学園園舎ユニット化改修工事（施設整備費補助事業 平成 26 年度）
- ④ 陽気寮別棟建設 個室トイレ付 8 室、シャワー室、物品庫（平成 28 年度）
- ⑤ 陽気会本館建設 1 階＝身体重度者、高齢者介護棟 2 階＝児童発達支援センターの保育室、療育室、放課後等デイサービスの教室、訓練室 3 階＝法人事務センター機能としての会議室、研修室、地域交流センターとしての多目的ホール（平成 28 年度）
- ⑥ みのたに園エレベーター設置工事（平成 29 年度）
- ⑦ リハビリロード、ガーデン工事（平成 29 年度）
- ⑧ ようき寮防犯フェンス工事（施設整備費補助事業 平成 29 年度）
- ⑨ ようき寮、よろこび荘デイセンター改修工事（平成 30 年度）
- ⑩ おかば学園食堂多目的サロン化改修工事（平成 30 年度）
- ⑪ よろこび荘南館改修工事（施設整備費補助事業 平成 30 年度）
- ⑫ みのたに園短期入所事業所開設工事（平成 30 年度）
- ⑬ おかば学園 305 号室社会福祉研究所開設に伴う改修工事（平成 30 年度）
- ⑭ 陽気会館放課後等デイサービス増設に伴う改修工事（平成 30 年度）
- ⑮ サニーサイド宮崎レクリエーション施設開設工事（平成 30 年度）
- ⑯ 人造庭園工事（平成 31 年度）
- ⑰ 法人オープンオフィス、コミュニティサロンの開設（平成 31 年度）
- ⑱ おかば学園 2 階居住棟個室化改修工事（平成 31 年度）
- ⑲ おかば学園 3 階リハビリテーション・セッションルーム改修工事（平成 31 年度）
- ⑳ 放課後等デイサービスほっとランド開設（平成 31 年度）
- ㉑ よろこび荘中館ユニット化改修工事（平成 31 年度）

### (3) 今年度施設整備計画

前年度に引き続き、入所施設否定論の主因となっている「大集団での閉じ込められた生活の解消」、「安心、安全、快適、最適な生活環境の提供」、「職住（生活と活動）の分離」に向けて、ようき寮、よろこび荘（第 2 期）の個室ユニット化改修工事を行う。また第 2 次、高齢・身体重度者対策として、介護を中心にしたグループホームを新規建設する。

- ① ようき寮個室ユニット化改修工事（施設整備費補助事業）
- ② よろこび荘居室改修工事
- ③ よろこび荘北館単独型短期入所（強度行動障害支援対応）居室改修工事
- ④ 高齢・身体介護対応型グループホームの新設

▶建設地：現ワークセンター跡地

▶建物、設備概要：2 階建て、定員 20 名、2 ユニット制、短期入所 5 名併設、全室個室、特殊浴槽設置

\* グループホーム定員 20 名を新設することにより、よろこび荘入所定員 60 名を 40 名に削減する。ようき寮はひだまり園開設により、定員 60 名から現 40 名に削減、別棟増設済み（平成 29 年度）。この計画に基づき、法人入所施設の定員を 40 名までとすることにより個室ユニット化に改修し、快適で最適な生活環境を創出する。

- ⑤ みのたに園建物改修工事に向けての施設整備費補助金の申請（令和 3 年度予定）

#### (4) 施設機能、目的の再構築に向けた整備

段階的に施設の改修整備を行い、利用者状況、利用者ニーズに基づいて施設機能を類型化し、支援目的の明確化を図る。

- ① 児童施設おかば学園
- ② 児童発達支援センター、放課後等デイサービスおかば学園
- ③ 自立支援施設ようき寮
- ④ 重度者・行動障害者支援施設よろこび荘
- ⑤ 高齢者・身体重度者介護施設ひだまり園
- ⑥ 高齢者・身体重度者対応グループホーム
- ⑦ 地域生活支援グループホーム
- ⑧ 短期入所ニーズへの対応



地域福祉拠点としての整備を推進し、「家庭的な雰囲気の中で快適・最適な生活環境の提供」、「外部評価、地域評価に応えられる環境整備」、「質の高い専門的支援の提供」を旨とし、地域福祉ゾーン構想のもと、関係者、地域の方々が日常的に訪れる施設環境づくりを目指す。

#### (5) 法人組織体制の整備、ガバナンスの強化

令和元年度末現在、法人事業は旧法4施設を基盤に、新法移行後に開設した10事業所、11グループホーム、最年少2歳児から最高齢92歳までの約400名の方々が利用する多様な事業形態の大規模事業を展開する法人となっている。このため、今後一層法人組織体制の整備、ガバナンスの強化、コンプライアンスの遵守に努める。

- ① 法人本部機能の整備、充実に努める
- ② 会計事務、請求事務、受付事務等法人事務体制の整備、充実に努める
- ③ 人材の確保・定着に向けて、働き方改革、条件の向上を基本に、業務、支援体制、内容の再構築を行う
- ④ 職員教育・研修を通じて、福祉専門職の育成、サービス管理責任者、施設長等法人役職者の育成に努める
- ⑤ 知的障害者支援理論、支援方法の体系化を図り、専門的支援のあり方を構築する
- ⑥ 障害者の権利擁護に立脚した、意思決定支援、自立支援に基づく支援を行う

#### (6) 神戸市委託事業「しごとサポート北部（北部地域障害者就労推進センター）」の受託

法人新規事業として、神戸市から受託した事業「しごとサポート北部」が2年目を迎えることになり、神戸市の設置目的、事業方針に基づいた更なる運営の推進に努め、地域の障害のある方々の自立生活を支援する。



##### 【事業目的・内容】

神戸市北区において就労支援を必要とされる障害のある方々に対し、関連機関と連携を図りながら、必要な指導、相談、助言等の支援を行うことにより、就労を支援するとともに、地域での自立した生活の推進に寄与する。圏域内の関連機関との連携を強化し、障害のある方々の円滑な就労を支援するとともに、生活全般についての支援体制を整える。

#### (7) 法人オープンオフィス・コミュニティサロンの開設

社会福祉法人の「地域への公益的な取組」として、北区北神地区の中心地、幹線道路に面した建物を賃借し、地域福祉推進の拠点として、高齢者、児童、子育て家族、困りごとのある方を始めとして広く地域住民の方々に利用していただくことを目的に、しごとサポート北部、相談支援事業所を併設した、法人オープンオフィス、コミュニティサロンの開設から2年目を迎えることになり、活動内容の立案、具体化に向けた取り組みを行い地域福祉の推進に寄与する。

#### (8) 外国人介護技能実習生受入事業の取り組み

外国人介護技能実習生受入の管理団体である兵庫県社会福祉協議会と「実習生受入事業」契約を締結し、技能実習制度の目的・趣旨である「技能・技術・知識の開発途上地域への移転」、「人づくりに寄与する国際協力の推進」に沿って事業を開始する。（令和2年8月受入予定）

#### (9) 神戸市事業所内保育事業の開設

子育て支援、職員の働く環境の整備、人材不足への対応等を目的に事業所内保育事業の指定申請を行い、法人新規事業として保育所を開設する。

## ちょっといいですか？大西ですけど…

—心機一転の日を願って—

### ◆4月の風景

世間は、新型コロナウイルスへの恐怖の渦中。「人と接触するな」…この業界には不可能な対策で乗り切ろうとしています。利用者の皆さまと職員の皆さま、そして自分自身の無事を祈りながらの毎日です。気がつけばいつの間にか桜も散ってしまいました。この状態がいつまで続くのかという不安と、明日は我が身かもしれないという恐怖と、もしこの施設で感染が発生したらという焦燥感と、それでも支援は止めるわけにはいかないという義務感と、非常に複雑な心境で、皆さまも日々過ごされていることだと思います。私自身、先が見えないこと、まったく予想ができないことの怖さを改めて感じています。

このような状況で4月に新たにこの業界に入られた方々は、通常とは違った歓迎を受けられていることだと思います。入社式や採用時研修が中止になったり延期になったり、入職していきなり在宅勤務とか、テレワークで自主研修とか、戸惑っている方もおられるかと思いますが。このような事態を引き起こしている相手が目に見えないだけに、文句や不満のもっていき場がありません。しかし、どの入所施設でも日々の業務は休むことなく続いています。今日も現場で、第一線で、変わることなく利用者支援に奮闘いただいている職員の皆さまに感謝いたします。

### ◆心機一転と我慢

そうは言っても、やはり4月は4月です。新しい職員との出会いがあり、馴染みの職員との別れがあり、周囲の環境も変わるものです。私自身、毎年この時期は複雑な心境に駆られます。「心機一転」という4文字が4月にはピッタリの言葉だと思ってきました（人に言わせると、心機一転が多すぎる人生だそうですが）。でも、今年は、例年とは違った気分で新年度を迎えました。私と同様、いまだに「心機一転」とはなっていない方もおられるかと思いますが。

人は、基本的に変わることを嫌います。できれば、いまの慣れた環境に留まることを求めます。いまの環境が自分にとってよいものであれば、さらにこの思いは強くなります。なにか大変なことが起きない限り、あえて変わろうとはしないものです。

いまあれこれと「我慢」をすることが求められています。見方を変えれば「我慢」ということは、いままでの環境を変えるということになります。普通にしてきたことを自らの意思で止めたり変えたりすることが求められています。大変しんどいことですが、近いうちに「心機一転」と思える日がくることを祈りながら、しばらくは我慢の日を続けていこうと思います。(大)



## 陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、61年目を迎えています。

私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、みなさまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協会員)募集中です  
施設・事業所サポーター 年間 10,000 円  
個人サポーター 年間 1,000 円

陽気会の SNS が 12 月より  
スタートしました！  
Facebook Instagram Twitter  
フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文(KCDラボ代表)  
：朝日 満子(KCDラボマネージャー)  
：河津 真美(KCDラボスタッフ)  
：大西 博之(法人本部長)

〒651-1313  
神戸市北区有野中町 2-5-19  
社会福祉法人陽気会  
KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.  
Tel : 078(981)7271  
Fax : 078(981)0825  
HP : <http://youkikai.or.jp/>  
Email: [kcldlab@youkikai.or.jp](mailto:kcldlab@youkikai.or.jp)

